

# 第 1 章 基本理念と方針、計画の概要

---

- ◆ 1. これまでの経過
- ◆ 2. 基本理念
- ◆ 3. 基本目標
- ◆ 4. 対象となる文化の範囲
- ◆ 5. 計画の構成
- ◆ 6. 計画の位置付け
- ◆ 7. 計画の期間

# 1. これまでの経過

本市では、平成24年（2012）3月に策定した第1次佐賀市文化振興基本計画と平成29年（2017）3月に策定した第2次佐賀市文化振興基本計画を踏まえ、令和3年（2021）3月に第3次佐賀市文化振興基本計画を策定し、文化施策を推進してきました。令和7年度（2025年度）は第3次計画の最終年度となることから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、上位計画との整合性を図りながら、引き続き文化施策を推進するための指針として、第4次佐賀市文化振興基本計画を策定するものです。

# 2. 基本理念

本市には、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールをはじめとする多様な文化施設があり、そこでは、多くの市民が多様な文化芸術の鑑賞・活動を行っています。

また、佐賀市文化連盟をはじめ、市民文化団体や個人などによるそれぞれの活動を通じて、次世代への発展的継承が期待されており、市民が積極的に文化芸術活動に関わることができるような基盤づくりも進められてきました。

代表的な歴史遺産には、日本最古の湿地性貝塚である縄文時代の「東名遺跡」をはじめ、城下町佐賀を潤してきた江戸時代の利水施設「石井樋」、佐賀藩主鍋島氏の居城であった「佐賀城跡」、幕末・明治に活躍した佐賀の先人にゆかりのある史跡、そしてわが国の近代化のさきがけとなった「築地反射炉跡」や「三重津海軍所跡」をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産などがあります。

また、無形の文化遺産として、「浮立」や九州唯一とされる「田楽」などの民俗文化財が多数継承されています。このほか、「徐福」や「鑑真」のような言い伝えや伝説といった伝承遺産や「葉隠」に求められる精神文化は、佐賀の歴史文化の奥行きをさらに深いものにしています。

これらの文化資源を受け継ぎ、また、文化に触れ、創作活動を行うことで、豊かな人間性や感性、創造力を育み、そして、この活動を楽しみながら、地域文化として後世に伝えていくことができるよう、「佐賀市文化振興基本計画」の基本理念を次のように掲げます。

基本理念

**豊かな人間性を育み、  
創造性あふれる佐賀文化の振興**

## 3. 基本目標

基本理念である「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」を実現していくため、また、後の章で分析する、佐賀市における文化振興の課題を解決するため、基本目標を設定します。

**基本目標1 文化を「創る」「伝える」「支える」人づくり**

**基本目標2 個性あふれる文化のまちづくり**

**基本目標3 新たな文化の価値・創造を支援するための土台づくり**

文化の振興を図るには、次世代の育成や子どもの文化芸術活動の充実が必要です。そのために、家庭や社会において、文化芸術に触れ、学ぶことができる機会の創出に努めます。また、市民によるさまざまな活動を支援し、誰もがいきいきと文化芸術活動を行うことで、文化を「創る」「伝える」「支える」人づくりを進めます。

さらには、自然や歴史、民俗文化など地域に根ざした資源を保存、継承し、魅力ある文化のまちづくりへの活用を進めます。そして、文化活動による地域活性化を目指します。また、身近なところで多様な文化芸術に触れることができる環境を整備し、個性あふれる文化のまちづくりを進めます。

また、時代が移り変わる中で、本市の文化を取り巻く環境にも変化が起きています。特に新型コロナウイルス感染症が流行し、外出が制限されたことにより、デジタルとリアルとの融合や文化を共創する動きが活発になりました。時代の変化から生みだされる、新たな文化が根付くためには、発表の機会や活動方法に対するアドバイスなどの支援も必要です。そこで本市では、文化を取り巻く環境の動向に注目し、必要な支援を提供できるよう、文化活動に対する支援の土台づくりをはじめます。

### コラム1 見る文化から、共創する文化へ

これまで佐賀市では、佐賀市民芸術祭をはじめとした文化イベントや、佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館、肥前国庁跡での展示などを通して、文化に親しむ機会をつくってきました。文化の大切さや魅力は、少しずつ市民の皆さんに広がっています。一方で、「見る」「聴く」だけでなく、自分自身が参加し表現する機会を増やすことも大切です。

今後は、ワークショップなど体験型の取組みを増やし、誰もが気軽に文化芸術に関われる機会を広げていきます。一人ひとりの「好き」や「やってみたい」がつながり合い、共に創りあげることで、新しい佐賀の文化や「佐賀らしさ」が育っていくことを目指します。

## 4. 対象となる文化の範囲

本計画では、対象となる文化の範囲を文化芸術基本法に例示されているものを参考に、以下の表に示したものとします。

文化財等	有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、建造物、伝統的建造物群、埋蔵文化財、保存技術
地域における伝統文化	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
芸術	文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊などの芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	能楽、雅楽、文楽、歌舞伎、組踊などわが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化などの生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋などの国民的娯楽、出版物、レコードなど

## 5. 計画の構成

### 基本理念

豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興

### 基本目標

文化を「創る」「伝える」「支える」「人づくり」

個性あふれる文化のまちづくり

新たな文化の価値・創造を支援するための土台づくり

### 事業方針

- (1) 子どもたちの豊かな感性の育成
- (2) 文化振興の担い手の育成
- (3) 誰もが文化に親しめる機会の提供
- (4) 国際交流と多文化理解の推進
- (5) 文化団体やNPOなどへの支援
- (6) 文化を伝える、支える人への支援

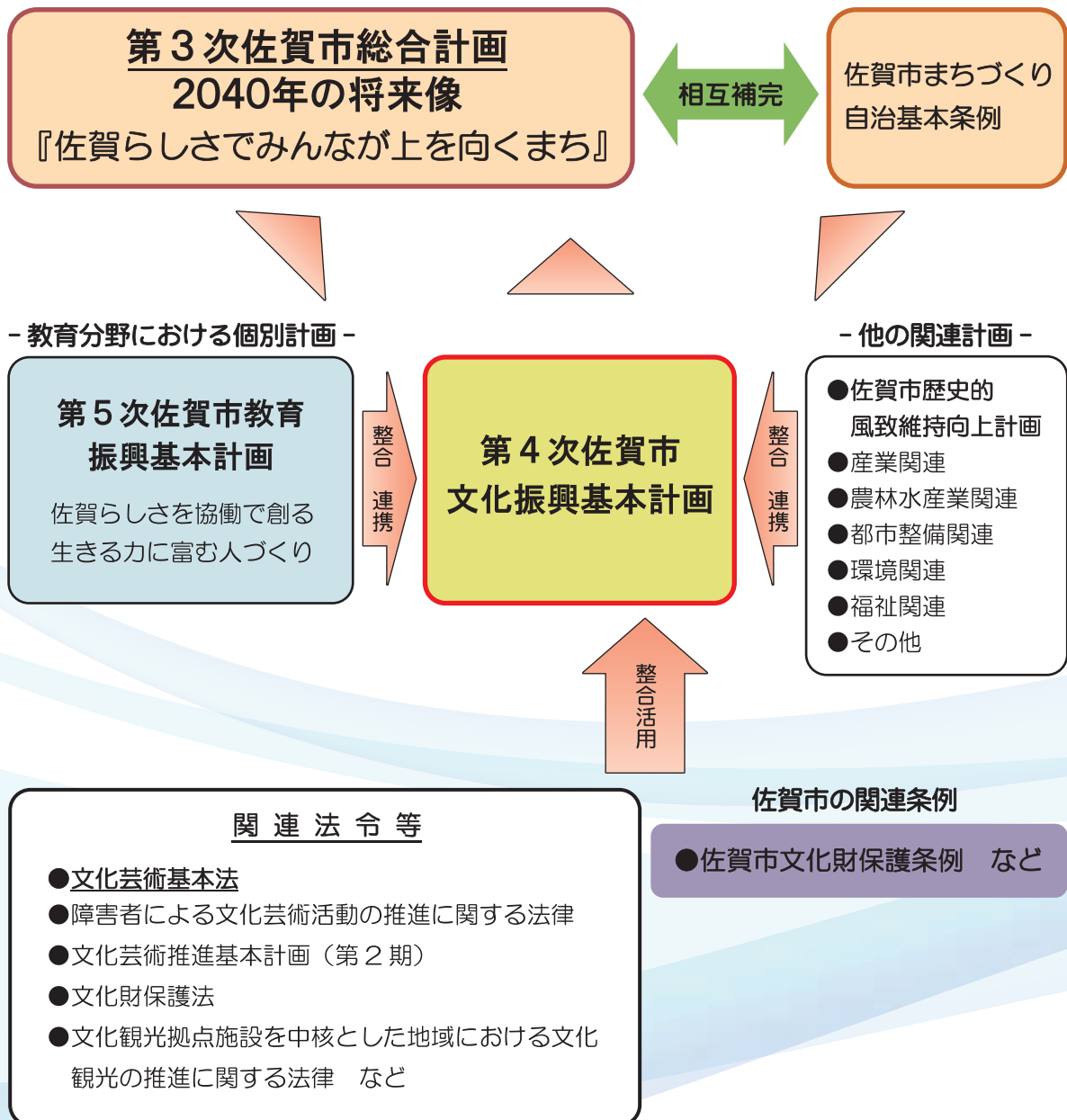
- (1) 地域における伝統文化・伝統工芸の技術の継承支援
- (2) 歴史遺産の保存と活用
- (3) 観光資源としての活用推進
- (4) 企業、大学との協働による文化振興
- (5) 身近な場で文化に触れることができる場所づくり
- (6) 利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備

- (1) 文化・芸術のプラットフォーム整備
- (2) 佐賀市文化会館を核とした文化振興の新たな取り組み
- (3) 最新の情報テクノロジーを駆使した「情報力」の強化

## 6. 計画の位置付け

本計画は、第3次佐賀市総合計画において、「文化の魅力を高め未来へ」と示されている施策を踏まえ策定するものです。

また、本計画は、文化芸術基本法第7条の2「都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」に基づく計画として位置付けています。



# 7. 計画の期間

本計画の期間は、2026年度4月から、2030年度3月までの5年間とします。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度
第3次佐賀市総合計画 (2025~2040)	→															
基本計画	前期基本計画 →					後期基本計画 →										
総合戦略	総合戦略 →		総合戦略 →			総合戦略 →				総合戦略 →						
第4次佐賀市文化振興 基本計画	→															
佐賀市歴史的風致維持 向上計画 第2期 (2022~2031)	→															
文化芸術推進基本計画 第2期 (2023~2028)	→															

